

大阪市立男女共同参画センター南部館  
使用許可及び利用料金等にかかる要綱の特例に関する要綱

令和3年1月14日  
一部改正：令和3年2月7日  
一部改正：令和3年2月28日  
一部改正：令和3年4月1日  
一部改正：令和3年8月20日  
一部改正：令和3年10月23日  
一部改正：令和4年1月27日  
一部改正：令和4年4月26日  
一部改正：令和4年5月31日  
一部改正：令和4年6月30日  
一部改正：令和4年7月31日  
一部改正：令和4年8月31日  
一部改正：令和4年9月15日  
一部改正：令和4年10月13日  
一部改正：令和4年12月1日  
一部改正：令和4年12月28日

第1条 大阪市立男女共同参画センター南部館 使用許可及び利用料金等にかかる要綱(以下「使用許可等要綱」という。)第6条第1項第1号ア中、「申請日の14日後の日」とあるのは、「施設を使用する日」と読み替える。

第2条 前条の規定は、施行の日から令和5年1月31日までの間に行われる使用許可等要綱第2条第3項第2号ウの場合における使用許可の申請又は使用許可の変更申請であって、令和5年4月30日までの期間の使用にかかるものに適用する。

第3条 使用許可等要綱第9条第1項第1号中「使用日の3月前の日」と、同第2号中「利用料金を支払った日」とあるのは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が理由であると指定管理者が認めるときは、それぞれ「使用する日」と読み替える。

第4条 前条の規定は、施行の日から令和5年1月31日までの使用にかかるものに適用する。

附 則 この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年2月7日から施行する。

(一部改正：第4条中「令和3年2月7日まで」を「令和3年3月7日まで」に

改めるもの)

- 附 則 この要綱は、令和 3 年 2 月 28 日から施行する。  
(一部改正：第 4 条中「令和 3 年 3 月 7 日まで」を「令和 3 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 3 年 2 月 28 日まで」を「令和 3 年 10 月 31 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 8 月 20 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 3 年 10 月 31 日まで」を「令和 3 年 12 月 28 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 10 月 23 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 3 年 12 月 28 日まで」を「令和 4 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 1 月 27 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 2 月 28 日まで」を「令和 4 年 6 月 30 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 6 月 30 日まで」を「令和 4 年 8 月 31 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 8 月 31 日まで」を「令和 4 年 9 月 30 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 9 月 30 日まで」を「令和 4 年 10 月 31 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 7 月 31 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 10 月 31 日まで」を「令和 4 年 11 月 30 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 8 月 31 日から施行する。  
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 11 月 30 日まで」を「令和 4 年 12

月 28 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 12 月 28 日まで」を「令和 5 年 1 月 29 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 10 月 13 日から施行する。

(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 5 年 1 月 29 日まで」を「令和 5 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 5 年 2 月 28 日まで」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 1 月 4 日まで」を「令和 5 年 1 月 31 日まで」に、「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 30 日まで」に、及び第 4 条中「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 1 月 31 日まで」に改めるもの)